

福祉文教委員会会議録

開閉日時 平成30年3月14日（水） 午前10時00分～午前10時53分
会 場 高浜市議場

1. 出席者

2番 神谷 利盛、 7番 柴田 耕一、 8番 幸前 信雄、
11番 神谷 直子、 12番 内藤とし子、 14番 鈴木 勝彦、
15番 小嶋 克文
オブザーバー 議長

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

1番 杉浦 康憲、 3番 柳沢 英希、 4番 浅岡 保夫、
6番 黒川 美克、 13番 北川 広人、 16番 小野田由紀子

4. 説明のため出席した者

市長、教育長、
企画部長、人事GL、総合政策GL、総合政策G主幹、
福祉部長、地域福祉GL、保健福祉GL兼生涯現役まちづくりGL、
介護保険・障がいGL、福祉まるごと相談GL、
介護保険・障がいG主幹、
こども未来部長、こども育成GL、文化スポーツGL、
学校経営（教育センター）GL、学校経営（教育センター）G主幹

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記1名

6. 付議事項

- (1) 議案第13号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第14号 財産の無償貸付について
- (3) 議案第15号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について
- (4) 議案第16号 高浜市居宅介護等支援給付条例の一部改正について
- (5) 議案第17号 高浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- (6) 議案第18号 高浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- (7) 議案第19号 高浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- (8) 議案第20号 高浜市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例及び高浜市やきものの里かわら美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- (9) 議案第21号 高浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- (10) 議案第22号 西三河地方教育事務協議会規約の変更について

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は、全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより福祉文教委員会を開会いたします。

市長挨拶

委員長 去る3月2日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり議案10件であります。

当委員会の議事は、議案付託表の順序により逐次進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により、会議を行います。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の神谷利盛委員を指名いたします。

それでは、当局から説明を加えることがあれば願います。

説（企画部） 特にございません。

《議 題》

(1) 議案第13号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について
委員長 質疑を行います。

問 (12) 13号ですが、この議案に関係して、該当するような職員がいるのかどうか、その点をお示してください。

答 (人事) この条例の改正で該当する職員がおるかということですが、現在11名の職員が減額措置の対象となっております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第13号の質疑を打ち切ります。

(2) 議案第14号 財産の無償貸付について

委員長 質疑を行います。

問 (12) この土地を医療法人豊田会に6年3カ月の間、無償貸し付けするものということなのですが、以前、副市長が自主自立の運営をしていただくんだという説明をしてみえました。中公の跡地というのは、市内でも一等地になりますから、非常に、住民投票も行われたりして、やっぱりいろんな問題といたしますか、反対意見もあったと思うんですが、そういうところに無償貸し付けするということはいかがなものか、ということをおもいますが、その点ではいかがでしょうか。

答 (保健福祉) 今回の土地の無償貸し付けの関係でございますけれども、今、委員おっしゃられたとおり、豊田会に対しては自主自立といったことを求めていますので、5年という期限を切らせていただいた上で、貸し付けをさせていただくというものでございます。御理解賜りますようお願いいたします。

問 (12) 今ある分院。財政支援をこれまでに30億円ぐらいしてきているわけですが、1民間病院にこれ以上の財政支援をするべきではないと

思うんですが、その点はということと、固定資産税がどれくらいかかるのか、その点をお示してください。

答（保健福祉） 豊田会への財政支援につきましては、私ども高浜市と豊田会は、お互いに協力をしながら、この地域の医療を支えるということで、協定書にのっとった支援をさせていただいております。移転後は、先ほど申し上げましたとおり自主自立に向けて、私どもも期限を切った支援をさせていただきますので、そこは御理解を賜りたいと存じます。

また、その固定資産税相当額につきましては、まだ現段階では試算をしておりませんので、よろしく申し上げます。

問（12） 両方の協議といいますか、話し合いの結果だということをおっしゃいますが、協定書では、最初の3年間はきちんと財政支援することが書かれていたのですが、あとはなかったんですね。そういう面でも、ずっと財政支援を続けているということは、すごい問題があると思うんです。その点で、ぜひ、これまでに30億円にもなるわけですから、1民間病院に30億円もの支援をするということは、特に高浜は余裕があるわけではありませぬので、豊田会、至れり尽くせりっていう状況ですので、これはやめるべきだと思いますが、その点では。

答（保健福祉） 今回、移転に当たりまして、新しい協定書を締結させていただきます。財政支援の部分につきましても、期限を切った形で、支援をさせていただく。いずれ自主自立をしていただくことを目的に、新しい病院の運営を開始させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

委員長 ほかに。

問（7） 1つだけ、確認をさせていただきます。病床が142ということで、開設時は何床でやって、最終的な142床というのは、いつごろになるのか、そこら辺のことを一度説明をしていただきたいと思います。

答（保健福祉） 医療法人豊田会からは、開院時につきましては94床ということで伺っております。内訳は、一般病床が46、療養病床が48でスタートいたします。残りの48のベッドにつきましては、医療ニーズ等を勘案した上で、早期に開いていくというふうな形で伺っております。

問（7） それでは確認というのか、いつまでというあれはないわけですね。ニーズによってということなんですけれど。

答（保健福祉） 患者動向を見た上で開床をされるという形で伺っております、特に期限を定めて、例えば1年後、2年後に開床するということは伺っておりません。

問（7） 隣の碧南の市民病院のほうも医師不足で、なかなか診療予定のやつを一般じゃなくて紹介状のみというような形のあれも出てきたんですけれど、当然48床、要するに医療ニーズにより48床をふやすということなんですけれど、医師やなんかの確保とか、そういっためどやなんかはきちんとある程度、お話は聞かれておるのか、そこら辺のことを。

答（保健福祉） 医師の確保につきましても新しい病院を建てるに当たります、本院からドクターを移していただくことも聞いておりますし、また、大学の医局へも働きかけを行って、新しい病院の開院時にはぜひ常勤のドクターを送ってほしいということは、話をされてみえるということで承知をしております。

問（7） あと1つ、協定書の中で、今さら言うあれじゃないかとは思いますが、5年間は建屋とか資産税の税金等のあれが、5年間は、免除というのか、そういったことを書かれておるんですけれど、5年後にも一応課税をしても、ただし書きで支援等をするというような覚書の9条の中で書かれておるんですけれど、そこら辺の名目というのか、どういった形でやられるのか、今まで20億円とプラス3億円ですか、それ以外の名目をきちんとわかるように例えばするなり、そういった形にしておいていただきたいとは思いますが、そこら辺のことを少しお聞きしたいと思えます。

答（保健福祉） 第9条で書かれております固定資産税等の取り扱いにつきましても、5年間私どものほうが支援をさせていただくという記載になってございます。まだ詳細は詰めておりませんが、一旦、豊田会からは、固定資産税に相当する額を市のほうに納めていただきまして、その額を何らかの形で私どものほうがまたお返しをするという形で考えております。

財政支援につきましては、やはりきちっと相手方とどのような形で執り行っていくかということは、また別の書面で取り交わしたいと思っております。

問（12） 開院時に療養病床が48床、一般病床は46床というお話ですが、今現在、分院の入院患者さんは何人みえるのか。48人ではないと思うんですが、そうするとほかの方たちはどうなるのか。まず、その点をお示しくください。

答（保健福祉） 現在の高浜分院の入院患者の状況でございますけれども、病床自体は療養病床104持っておりまして、病床利用率が現在80%から85%程度で推移しておるといった状況でございます。

問（12） そうしますと、80人ぐらいは療養病床にみえるわけですが、この新しく開院するとき、その方たちを全て新しい病院のほうに移すということではないというふうに考えられるんですが、そういうことなんでしょうか。

答（保健福祉） 実際に今80人ぐらいの患者さんが入院をされてみえるんですけれども、実は、退院をされる患者さんの多くが死亡退院というような状況でございます。したがって、移転の時期が近くなりましたら、いわゆる転院をされる患者さんを抑えるなどしまして、現高浜分院に入っている患者さんは、なるべくそのまま新しい病院のほうへ引き継いでいただくように調整をしております。

問（12） それにしても、約半分は新しい病院に移ると、あと半分は死亡退院ということってというのは、ちょっとそういう傾向というか、そういう方向、そういうふうになるんじゃないかっていうことを言われるんですが、ちょっとそれは数字的に、大きな数字、無理のある数字じゃないかと思うんですが、ちょっとそのあたりがよくわからないんですが、もうちょっと詳しく教えてください。

委員長 内藤委員、この14号は、あくまでも無償貸し付けの議案ですので、あまりその入院患者がどうのこうの、ちょっとこれは質疑の範囲を超えていると思いますので、これで最後にします。

答（保健福祉） 先ほども申し上げましたけれども、入院患者は、他院

からの転院の患者さんが主なものでございます。刈総の本院からの転院もありますし、刈総以外の病院からの転院の患者もあります。移転の時期が近づいた段階で、そのいわゆる転院の受け入れのところを絞っていくような形をとりまして、現高浜分院に入院されてみえる患者さんは、そのまま新しい病院に移っていただくというような形で考えておると聞いております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第14号の質疑を打ち切ります。

(3) 議案第15号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問(7) 今回の保険料の改定額、3年間で給付費が約8,000万円ふえたことによる影響等という説明があったんですけど、ことし4月より、事業者に要するに支払う報酬額が0.54%かなんか上がるんですけど、本市においての影響額、また、この額も含まれているのか、今回の改定に伴い。

答(介護保険・障がい) 30年度からの報酬改定の部分につきましては、当然、保険料の算定に当たっては、その分含めて、計算をさせていただきます。

答(福祉部) 報酬改定による影響額ということで、今回5,700円というのが個人の保険料なんですけど、そのうち57円が介護報酬の改定による保険料の影響額です。

問(7) それと所得の段階を16段階から17段階に改編しておるんですけど、そういった理由を、どういった理由で改編したのか。それとあ

と所得の今まで16段階の中で、大体、4・5・6段階の人が約半数ぐらいを占めておったと思うんですけども、改編後の3年間も、同様な構成比率になるのか、そこら辺のことをお聞きします。

答（介護保険・障がい） 所得段階の設定に当たりましては、65歳以上の方の人数、それから、その方たちの所得状況などを踏まえて、保険料収納必要額と給付見込額のバランスを考慮しながら検討するということになります。今回の所得段階の見直しに当たりましては、国が一部段階における基準所得金額の引き上げを行っておりますので、その内容も含めて、先ほど申し上げました内容を考慮して、いくつかのシミュレーションを行った結果、17段階とさせていただきます。委員おっしゃるとおり、第4段階、第5段階、第6段階といったところの部分の方が多いわけですが、基本的にはその構成比率については、さほど変わりはないという状況でございます。

委員長 ほかに。

問（12） 影響額が基準で5,700円ということなんですが、西三河、碧海5市でもですが、1番高い。愛知県内でどれだけになるかというのは、まだ、はっきりわかってないんですが、かなり高いほうになるというふうに考えられるんですが、これを220円、第6期よりも上がったただけだということも聞きますが、でも、本当に払っている方たちは大変難儀をしてみえるんですが、これをもっと下げる工夫ができなかったのかどうか、その点をお示してください。

答（介護保険・障がい） 保険料の220円のアップにつきましては、総括のときにもお話をさせていただきましたが、第1号被保険者の方の負担が23%と1%上がった部分、ここの部分が大きいということになります。今回は消費税の引き上げでありますとか、政策パッケージによる部分が、算定のぎりぎりの段階で示されたというところもありまして、最終的に220円のアップということになったということでございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第15号の質疑を打ち切ります。

(4) 議案第16号 高浜市居宅介護等支援給付条例の一部改正について
委員長 質疑を行います。

問 (12) これは、所得の多い方といたしますか、住宅改修などをした場合にこれまでは100分の10で、そのあと100分の20になって、そのあと100分の30、徐々に負担がふえてくるわけですが、例えば年金だといくらぐらいからこうなるのか、ちょっとそのあたりをお示してください。

答 (介護保険・障がい) 2割負担になる方でございますが、単身世帯で年金収入のみの場合ですと、年額280万円以上の方となります。それから、3割負担になる方の場合は、単身で年金収入のみの場合、年額で340万円以上ということになります。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第16号の質疑を打ち切ります。

(5) 議案第17号 高浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問 (12) この第17号についてですが、この目次中、第2条中第3号を第4号とし、ずっとあるんですが、「第6条第2項ただし書き中『3年以上』を『1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労

働大臣が定めるものにあつては、3年以上)』に改め』となっているんですが、要するに、要介護者っていうのは健常者と違って、介護が必要な方たちをみる場合の人ということですので、この3年以上を1年以上にしているのかどうか、ちょっとそのあたりをお示してください。

答（介護保険・障がい） 今回、3年以上が1年以上に改められた、その背景でございますが、訪問介護のサービス提供責任者の任用要件が廃止されたことに伴い、オペレーターに係るサービス提供責任者の経験年数が短縮されたということでございます。訪問介護の責任者の任用要件の廃止に伴うものでありますので、そこはやむを得ない部分があると思っております。

問（12） やむを得ないということなんですが、調子が悪い方たちを面倒みる場合に1年以上の経験でいいのかどうか。介護が困難になるのではないか、どういう仕事をするのかっていうのは、はっきりしているのでしょうか。そのあたりもお示してください。

答（介護保険・障がい） 3年を1年に変えたのは、先ほども申し上げましたが、訪問介護のサービス提供責任者の任用要件が廃止されたことに伴うというもので、オペレーターに係るサービス提供責任者の経験年数が短縮をされたということになります。オペレーターというのは、連絡が入って調整をする方ということになりますけれど、そういった点での変更でありますので、年数が短縮されたからといって影響はないと思っております。

問（12） 28条の關係に、「ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の利用定員を、ユニットごとに当該施設における入居者の数と共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とすることとする」となっていますが、これまでは9人だったかと思うんですが、そんなに利用者の合計をふやしちゃっても大丈夫なものなのか、そのあたりもお示してください。

答（介護保険・障がい） 今回の改正は、国の省令の改正に基づくものとなります。国が、そういった判断をしておみえになります。現場としても対応はできると判断しております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第17号の質疑を打ち切ります。

- (6) 議案第18号 高浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問 (12) ここにも出てくるんですが、ユニット型に12人というのが出てくるんですが、そのことと、それから介護医療院というのが出てくるんですが、これの説明をお願いします。

答 (介護保険・障がい) 利用者数の合計が1日当たり12人以下となっている数につきましては、先ほど申し上げたとおり問題はないと思っております。

それから介護医療院につきましては、平成29年度末に介護療養病床が廃止をされる予定でありましたが、そのための対応策として新たに創設されたサービスになります。今後増加が見込まれる、慢性期の医療介護ニーズへの対応をするため、日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れや、看取り、ターミナルなどの機能と生活施設としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設でございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第18号の質疑を打ち切り

ます。

(7) 議案第19号 高浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問(12) この7条のところに、「利用者及びその家族の参加を基本としつつ、」というのが加えられるというふうに載っていますが、家族の参加を基本としつつというのは、どのようなことを想定してみえるのか、お願いします。

答(介護保険・障がい) 今回の改正の内容といたしましては、高齢化の進展に伴いまして、障がいのサービスと介護保険サービスの両方のサービスを利用する方が増加傾向にあるところから相談支援事業所、それから利用者やその家族ともしっかりと調整をして、サービスを利用していくといった内容になっております。サービスの利用計画を立てるに当たっては、利用者、そしてその家族をこれまで以上に、しっかり参加をしていただいて、利用計画を立てると、そういった内容でございます。

問(12) 今でも、サービスが必要な方たちに対して、家族が参加してサービスをやればいいんですが、今でもなかなか、サービスをやっている間は、家族の方は本当に毎日家で面倒を見ているわけで、休養したいとか、そういう家族がいないような方たちもおられるかと思うんですが、そういう方たちには、どのように、それでもどこかから探ってきて参加せよということなのか、ちょっとそのあたりをお示ください。

答(介護保険・障がい) 委員おっしゃるような状況もあると思いますが、「基本としつつ」ということになりますので、利用者のみの場合も出てくると思っています。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第19号の質疑を打ち切ります。

- (8) 議案第20号 高浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び高浜市やきものの里かわら美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問(12) 20号は、美術館の館長をなくすということだと思んですが、どうしてこれまでいた、非常勤ではありますが、館長をなくすことにしたのか、そこをお示してください。

答(文化スポーツ) まず館長をなくすということですが、今回は館長をなくすということではなくて、非常勤特別職としての館長をなくしていくということでございます。

その非常勤特別職の館長をなくす理由でございますけれども、議案の提案説明のときにも申し上げておりますが、現在、みんなで美術館という方針のもと、今までの展覧会中心から市民参加型への転換ということを進めております。現在の非常勤特別職の館長は考古学や古瓦が御専門でいらっしゃるしまして、美術館のあり方が変わろうとしている中で、今後専門的な学識経験を發揮していただく機会が限られていくということから、非常勤特別職館長の廃止をさせていただこうというものでございます。

問(12) そうしますと、ここにも載っていますが、美術館に必要な職員を置くことができるというふうになってはいますが、どういう方が必要な職員として認められるのか、置かれるのか、そのあたりはどうなんでしょう。

答（文化スポーツ）　かわら美術館の設管条例の改正のほうでございませうけれども、これは非常勤特別職館長の廃止に伴って、規定を改めて整備をさせていただくというものでございます。基本的には今、運営は指定管理者に行っていておりますけれども、この第2項の規定というのは、市の職員を置くことができる、できる規定ということになりますので、現在では指定管理者の運営を継続していくということで考えております。

問（12）　その指定管理者側の非常勤特別職の館長はなくすと。そうすると、やはり今まではそういう方がみえて、そういう方向でやられてきたと思うんですが、そういう方向といいますか、頭になる方がみえなくなるわけですので、そういう面ではどういう方が頭になっていくのか、そういう面では、どのようなふうになっていくのか。

また、これは美術館に必要な職員を置くことができるってというのは、市の職員を置くことができるというふうに、できる規定だということをお聞きしましたけれども、そうするとこれまでのこととは、また違う形になっていくのか、そのあたりがちょっと理解が、もうちょっと詳しく教えてください。

答（文化スポーツ）　まず、現在の館長でございませうけれども、市の非常勤特別職ということでございまして、指定管理者の雇用の館長ではないということでございます。それから館長、頭になる人がいなくなるのではないかという御心配でございませうけれども、現在でも現場の責任者として、総括責任者というスタッフがおります。今後の館長業務については、その総括責任者に当たっていただくということを考えておりますので、実際には現場でいろんな指揮を振るっていただくということで、支障はないのではないかと考えております。

職員を置くことができる規定ということでございませうけれども、今までの運営と特に変わるということではなくて、基本的には指定管理者の運営、まだ指定期間がございませうので、その運営を継続していくということでございませうので、市の職員を置くというような状態は現在では考えておりません。

問（12） 現在、市の職員を置くことを考えてないのに、できる規定があるっていうのは、なぜですか。

答（文化スポーツ） これは図書館だとかほかの規定とも合わせているんですけれども、館長と学芸員というのは、博物館法で置かなければならないと規定をされておりますので、その部分は、切り分けて書かせていただいております、そのあとの職員については、必要があれば置くということになりますので、例えば運営形態が変わるだとか、そういうことがあれば置くことができるということになりますけれども、繰り返しになりますけれども、現在は指定管理者のほうで運営をしておりますので、特にこの規定に合致するということはないと考えております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第20号の質疑を打ち切ります。

（9）議案第21号 高浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問（12） これは、認定こども園をつくる関係で、条例の一部改正ということが出てきているんだと思うんですが、それでいいですか。

答（こども育成） 提案説明でも御説明させていただきましたとおり、国の分権一括法の改正の関係で、今回、条ずれがおきますので、その部分を修正するものでございまして、たかとりこども園の設置に向けての改正ということではございません。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第21号の質疑を打ち切ります。

(10) 議案第22号 西三河地方教育事務協議会規約の変更について

委員長 質疑を行います。

問 (7) 少し教えていただきたいと思います。第20条の見出し中で、「『調整等』を『調製等』に改める。」という項目があるんですけど、これはどういった意味なのか。今までの「調整」は、例えば市町村の意見等を諮りながら調整をしていただけたというような字で受けとめておったんですけども、この「調製」は、一方的に西三のほうの歳入歳出というか、予算に対して、市は付けなさいよというような、この字からいうと、意味合いのあれなんですけれど、中にはこの前の今度、改正する「調製等」という字が書いてあるんですけど、見出しを変えた理由というのか、そこらへんを少し。

答 (学校経営) ただいま7番委員さんがおっしゃられましたように、これまで整えるほうの調整という文字を使っておりましたが、一般的に予算の調製という文言を使う際は、こちらの製造の製という字を使うということで、県内ほかに8地区の協議会がありますが、同じこの予算の調製という文字を使うということで統一をさせていただいております。

委員さんおっしゃられましたように、一方的に予算をこの西三河教育事務協議会が作成するという意味合いのことをおっしゃられたんですが、当然西三河の構成7市1町から関係者が参加して、予算の調製等も行っておりますので、一方的に協議会が予算を編成するというようなことはございませんので、よろしくをお願いします。

委員長 ほかに。

問 (12) この第6条中、「『委員16人』を『16人以内の委員』に改める。」となっておりますが、そうすると、これからは16人以内、16人かも

しませんが、16人以上にはしないというふうに考えられる。このあたりの16人より減ってしまうのではないかとこのことを考えるんですが、このあたりはどうでしょう。

答（学校経営） この16人でございますが、現在西三河地区の7市1町で協議会を構成しておるんですが、各市町から2名の委員が参加しております。その2名によりまして全体で16名の委員となりますが、そのうち1名が会長となりますので、16人以内の委員という言い方に改めさせていただきます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第22号の質疑を打ち切ります。

以上で、本委員会に付託された案件の質疑は終了いたしました。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありません。

《採 決》

(1) 議案第13号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(2) 議案第14号 財産の無償貸付について

挙手多数により原案可決

(3) 議案第15号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進

に関する条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

(4) 議案第16号 高浜市居宅介護等支援給付条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

(5) 議案第17号 高浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

(6) 議案第18号 高浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

(7) 議案第19号 高浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

(8) 議案第20号 高浜市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例及び高浜市やきものの里かわら美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(9) 議案第21号 高浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(10) 議案第22号 西三河地方教育事務協議会規約の変更について

挙手全員により原案可決

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。

お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

終了 午前10時53分

福祉文教委員会委員長

福祉文教委員会副委員長